

松本市国民保護計画

令和6年3月

松本市

目 次

第1編	総 論	1
第1章	基本理念、市の責務、計画の位置付け、構成等	1
1	基本理念	1
2	市の責務及び市国民保護計画の位置付け	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1	国民保護措置の全体の仕組み	5
2	市及び関係機関の事務又は業務の大綱	6
3	関係機関の連絡先	8
第4章	市の地理的、社会的特徴	9
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	16
1	武力攻撃事態の類型	16
2	緊急処理事態	20
第2編	平素からの備えや予防	22
第1章	組織・体制の整備等	22
第1節	市における組織・体制の整備	22
1	市の各部課室における平素の業務	22
2	市職員の参集基準等	22
3	消防機関の体制	24
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	24
第2節	関係機関との連携体制の整備	26
1	基本的考え方	26
2	県との連携	26
3	近接市町村との連携	27
4	指定公共機関等との連携	27
5	ボランティア団体等に対する支援	28
第3節	通信の確保	29
第4節	情報収集・提供等の体制整備	29
1	基本的考え方	29
2	警報等の伝達に必要な準備	31
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	32
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	33

第5節 研修及び訓練	34
1 研修	34
2 訓練	34
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	36
1 避難に関する基本的事項	36
2 避難実施要領のパターンの作成	37
3 救援に関する基本的事項	37
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	38
5 避難施設の指定への協力	38
6 生活関連等施設の把握等	38
第3章 物資及び資材の備蓄、整備	40
1 市における備蓄	40
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	40
第4章 国民保護に関する啓発	42
1 国民保護措置に関する啓発	42
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	42
第3編 武力攻撃事態等への対処	44
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	44
1 事態認定前における緊急事態連絡本部設置及び初動措置	44
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	46
第2章 市対策本部の設置等	47
1 市対策本部の設置	47
2 通信の確保	51
第3章 関係機関相互の連携	52
1 国・県の対策本部との連携	52
2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	52
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	53
4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	53
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	54
6 市の行う応援等	54
7 ボランティア団体等に対する支援等	54
8 住民への協力要請	55
第4章 警報及び避難の指示等	56
第1節 警報の伝達等	56
1 警報の内容の伝達等	56
2 警報の内容の伝達方法	57
3 緊急通報の伝達及び通知	58
第2節 避難住民の誘導等	59

1	避難の指示の通知・伝達	59
2	避難実施要領の策定	60
3	避難住民の誘導	66
4	事態別の避難に関する留意点	69
第5章	救援	72
1	救援の実施	72
2	関係機関との連携	72
3	救援の内容	73
第6章	安否情報の収集・提供	74
1	安否情報の収集	74
2	県に対する報告	75
3	安否情報の照会に対する回答	75
4	日本赤十字社に対する協力	76
第7章	武力攻撃災害への対処	77
第1節	武力攻撃災害への対処	77
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	77
2	武力攻撃災害の兆候の通報	77
第2節	応急措置等	78
1	退避の指示	78
2	市長の事前措置	79
3	警戒区域の設定	79
4	応急公用負担等	81
5	消防に関する措置等	81
第3節	生活関連等施設における災害への対処等	84
1	生活関連等施設の安全確保	84
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4節	NBC攻撃による災害への対処	86
1	NBC攻撃による災害への対処	86
第8章	被災情報の収集及び報告	89
第9章	保健衛生の確保その他の措置	90
1	保健衛生の確保	90
2	廃棄物の処理	91
第10章	国民生活の安定に関する措置	92
1	生活関連物資等の価格安定	92
2	避難住民等の生活安定等	92
3	生活基盤等の確保	92
第11章	特殊標章等の交付及び管理	93
第4編	復旧等	95
第1章	応急の復旧	95

1	基本的考え方	9 5
2	公共的施設の応急の復旧	9 5
第2章	武力攻撃災害の復旧	9 6
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	9 7
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 7
2	損失補償及び損害補償	9 7
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 7
第5編	緊急対処事態への対処	9 8
1	緊急対処事態	9 8
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	9 8

資料編

第 1 編 総 論

第 1 章 基本理念、市の責務、計画の位置付け、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、基本理念、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 基本理念

市は、昭和 6 1 年に平和都市を宣言し、世界の恒久平和は人類共通の願いであり、平和を愛する全ての人々とともに、核兵器の廃絶と戦争のない明るい住みよい明日の郷土を願い、平和行政を進めてきた。

我が国の平和と安全を確保し、松本市国民保護計画が想定する武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）を未然に防ぐためには、政府による不断の外交努力等と平和行政の推進が最も重要である。

しかしながら、こうした外交努力等にもかかわらず、市内に在住する人々（市内旅行者を含む。）の安全に被害が及ぶ事態が発生し、又はそのおそれがある場合において、市は、市民の生命、身体及び財産を保護する使命がある。

市は、こうした方が一の事態において、これまでの災害対応で培ってきた危機管理の知識・経験を活かし、市民の負託に応える。

2 市の責務及び市国民保護計画の位置付け

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成 1 7 年 3 月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び長野県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、松本市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置付け

市は、その責務に鑑み、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

この協力は、国民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たっては強制にわたることがあってはならない。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

【外国人への国民保護措置の適用】

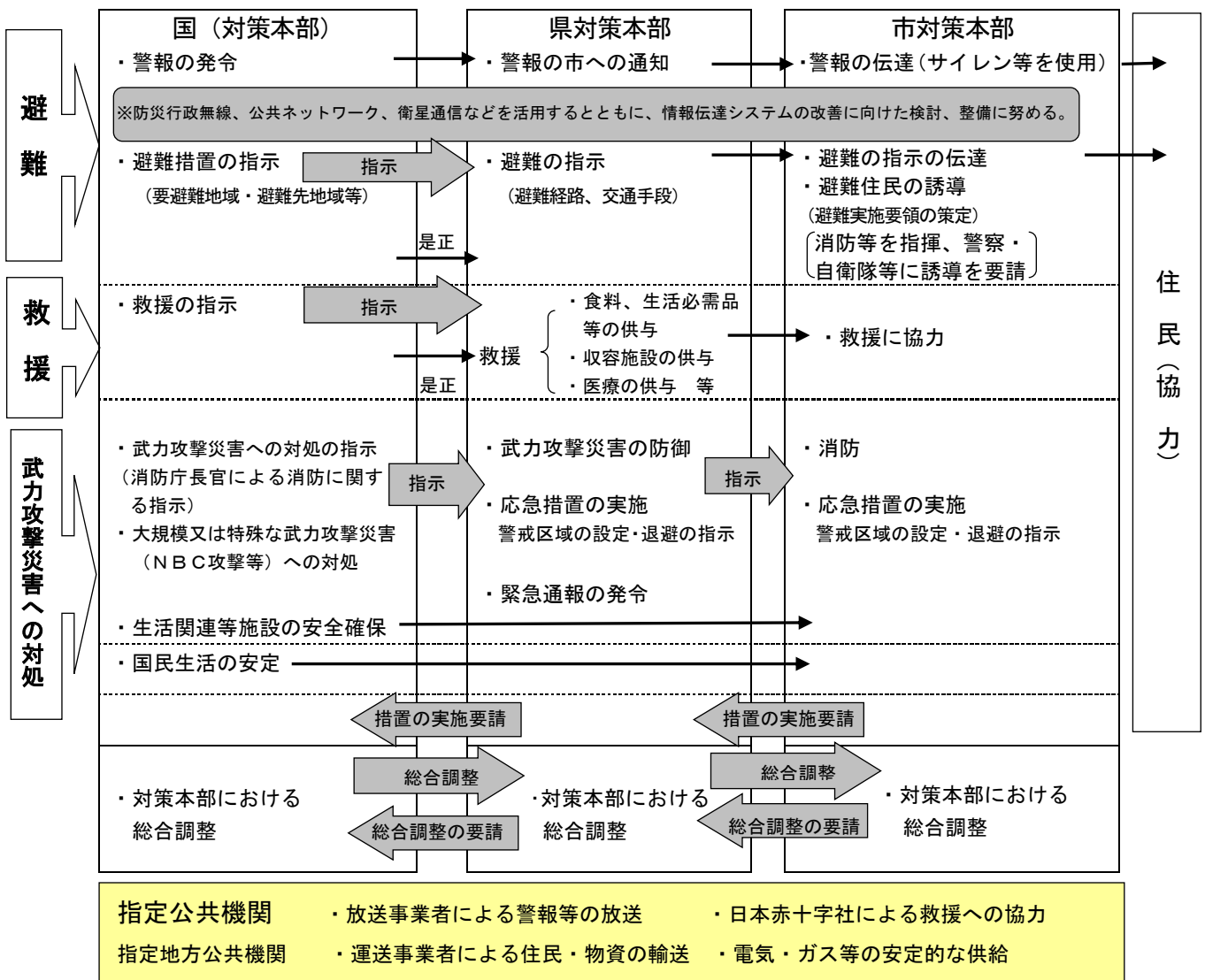
憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上、外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意するものとする。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

2 市及び関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

(1) 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
松本市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(2) 長野県

機関の名称	事務又は業務の大綱
長野県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、水の安定的な供給、その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 関係指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整

	<ul style="list-style-type: none"> 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
信越総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い
名古屋税関	<ul style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
長野労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
関東地方整備局 北陸地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ul style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ul style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	<ul style="list-style-type: none"> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
中部地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生による汚染物質の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報提供

(4) 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
長野県土地改良事業団体連合会	1 災害時における農地及び農業用施設の応急対策・復旧への協力
(一社)長野県建設業協会	1 災害時における公共施設の応急対策業務への協力

3 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先については、資料編を参照のこと。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

(1) 地形及び地勢

本市は、長野県の中部に位置し、北は、筑北村、東は、青木村・上田市・長和町、南は、下諏訪町・岡谷市・塩尻市・木祖村・木曾町、西は、朝日村・山形村・安曇野市・岐阜県（高山市）と接している。市域は、東西が52.2キロメートル、南北41.3キロメートルで、面積978.47平方キロメートルの県内最大の市域を擁する都市である。標高は、市役所の位置で、592.21メートル、最高地点は、奥穂高岳の3,190メートル、最低は、梓川と奈良井川の合流地点で約520メートルとなっており標高差が大変大きい。

地勢は、

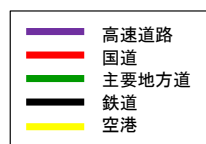
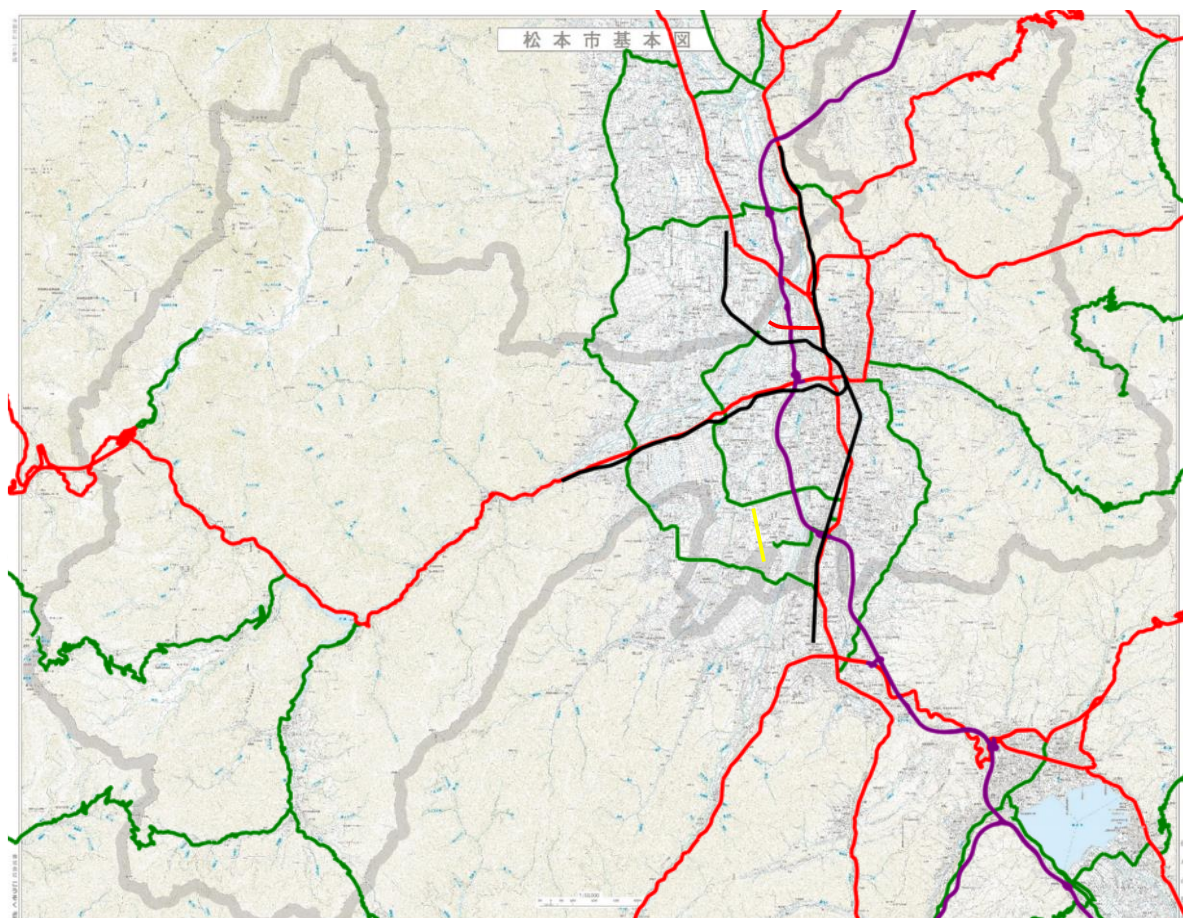
ア 市の大多数の人口が集中し大小の河川が集まる扇状地を開けた市の中央～東部に開けた平坦地

イ 周囲を山に囲まれた中に河川に沿った集落が点在する東部山麓及び北部に広がる河岸段丘地帯や山麓地

ウ 北アルプスの標高3,000メートル級の山岳を擁する起伏に富んだ急峻な地形の西部山岳地

エ 西部山岳地帯の東に広がる梓川により形成された河岸段丘地帯の変化に富んだ地域

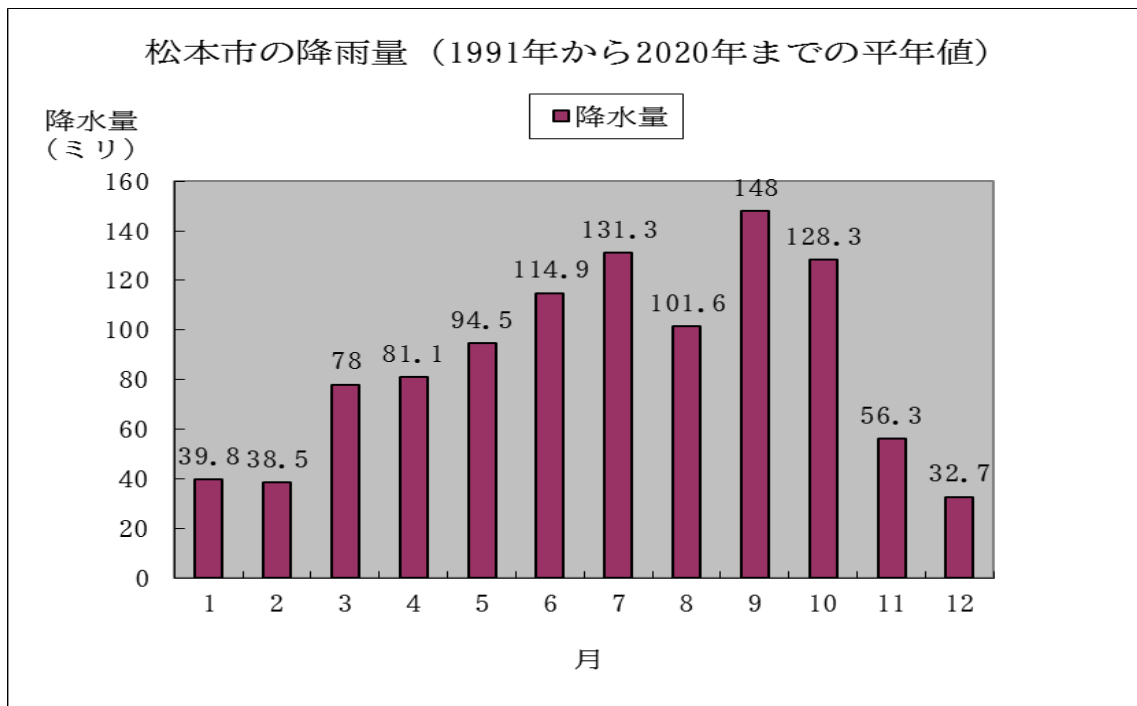
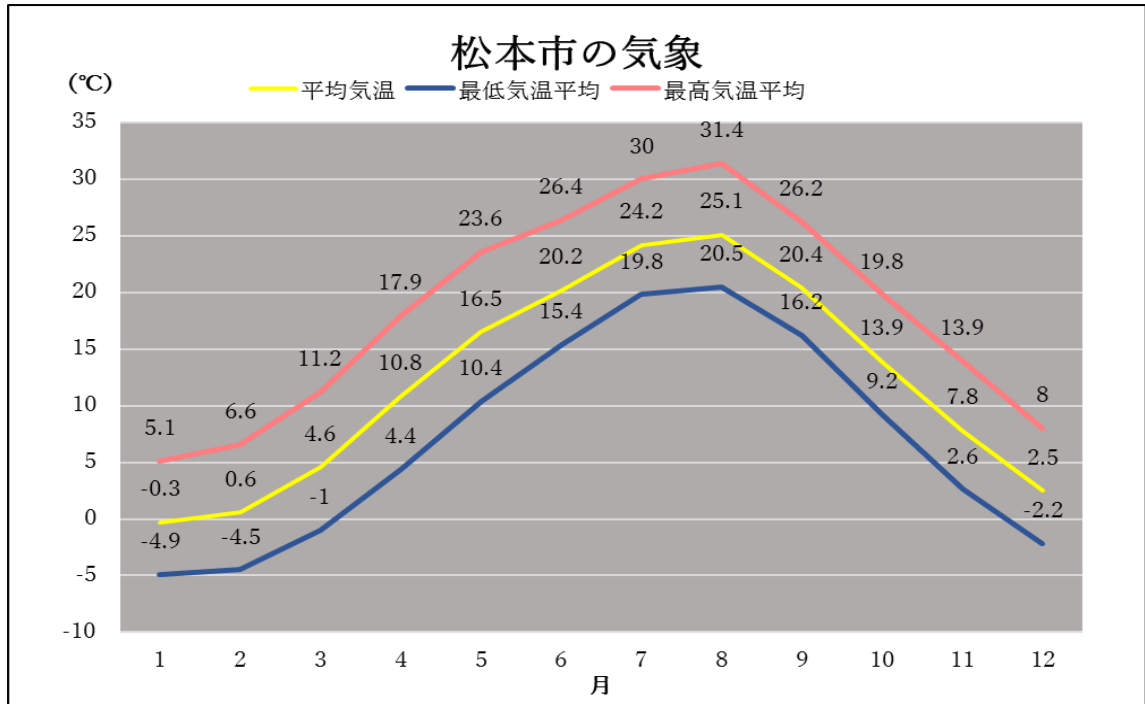
によって形成されている。



(2) 気候

本市の気候は、海洋から隔てた四方を山に囲まれた内陸であるため、湿度が低く、気温の日較差及び年較差の大きい典型的な内陸性気候を示している。降雨量は6、7、9月に多いが、年間総雨量としては平年値1,045.1ミリメートルと少なく全国平均約1,800ミリメートルの6割弱となっている。年平均気温は12.2度で、最も寒い1月でマイナス0.3度、最も暑い8月で25.1度となっている。

しかし、標高の高い西部山岳地帯の上高地や乗鞍高原、東部の美ヶ原高原などでは、冬季に積雪もあり、厳しい寒さとなる。



(3) 人口

令和5年4月1日現在の本市の総人口（登録人口）は、235,720人で、総世帯数は、108,573世帯である。

また、令和2年国勢調査の結果では

- ・ 流入人口（本市を通勤地・通学地として他市町村から流入している人口）

37,161人（うち県内他市町村に常駐35,893人、他県に常駐1,268人）、
 ・流出人口（他市町村を通勤地・通学地として本市から流出している人口）
 23,191人（うち県内他市町村で従業・通学21,795人、他県で従業・通学
 1,396人）であり、19,475人の流入超過となっている。

地区別男女別人口及び世帯数（令和5年4月1日現在）

地区名	人 口			
	世帯数	男	女	計
合計	108,573	115,590	120,130	235,720
第1地区	854	721	786	1,507
第2地区	1,363	1,154	1,259	2,413
第3地区	1,951	1,886	2,040	3,926
東部地区	1,668	1,504	1,623	3,127
中央地区	1,215	1,117	1,244	2,361
城北地区	3,733	3,730	4,063	7,793
安原地区	2,260	2,171	2,324	4,495
城東地区	1,914	1,685	1,818	3,503
白板地区	3,032	2,919	3,022	5,941
田川地区	1,995	1,864	1,999	3,863
庄内地区	7,204	7,286	7,336	14,622
鎌田地区	9,549	10,133	9,929	20,062
松南地区	2,666	2,539	2,857	5,396
島内地区	5,438	6,032	6,376	12,408
中山地区	1,364	1,487	1,631	3,118
島立地区	2,889	3,246	3,388	6,634
新村地区	1,313	1,514	1,611	3,125
和田地区	1,510	2,010	2,124	4,134
神林地区	2,028	2,360	2,424	4,784
笹賀地区	4,694	5,406	5,309	10,715
芳川地区	8,170	8,668	8,699	17,367
寿地区	6,197	6,853	6,980	13,833
寿台地区	1,316	1,231	1,425	2,656
岡田地区	3,285	3,571	3,705	7,276
入山辺地区	845	891	923	1,814
里山辺地区	5,483	5,774	6,098	11,872
今井地区	1,556	1,827	1,928	3,755
内田地区	1,000	1,147	1,160	2,307
本郷地区	6,844	6,925	7,399	14,324
松原地区	1,254	1,491	1,490	2,981

四賀地区	1,867	1,931	2,088	4,019
安曇地区	667	656	639	1,295
奈川地区	293	282	306	588
梓川地区	4,803	6,085	6,218	12,303
波田地区	6,353	7,494	7,909	15,403

(4) 沿革

本市は、平安時代には、信濃国府が松本の地に置かれ、中世には信濃守護の館の所在地として、また、江戸時代には松本藩の城下町として栄えた。

明治40年5月1日に市制を施行し、平成19年、市制施行100周年を迎えた。

明治期からは製糸業を中心とした近代産業が勃興し、大正初年には日本銀行松本支店が開業されるなど、長野県の経済金融の中心地となった。近代工業化は第二次世界大戦中の工場疎開に端を発し、更に昭和39年の内陸唯一の新産業都市の指定が契機となって、電気・機械・食料品等の業種を中心に発展してきた。近年は、産業基盤の確立と地域経済発展のため、知的集約型企業の拠点として建設した新工業団地を中心に、更なる産業集積が進んでいる。

商業は江戸時代から『商都松本』とも称されてきたとおり、中南信の商圈の中心として、大きな商業集積を形成してきている。

農業は、昭和30年代までは、専業農家を中心に稲作、畑作、養蚕、酪農などが行われ、その後の高度経済成長期からは、農業従事者の他産業への流出、兼業化などが顕著となり、農家戸数は減少しているが、近年では、気象条件を生かした高品質の野菜、果樹、花きの生産が増加している。

高速交通網は、平成5年に長野自動車道が全線開通し、平成9年には、北陸地方への通年通行が可能な安房トンネルが開通した。現在は中部縦貫自動車道（松本波田道路）の事業化が進められている。

長野県唯一の空の玄関口、信州まつもと空港は、令和元年にジェット化25周年を迎え、県による国際化、機能拡充が図られている。

伝統的に教育や文化を重んずる気風があり、明治初年の開智学校の開校に始まり、大正期には松本高等学校（旧制）が招致された。戦後はスズキ・メソード、花いっぱい運動が発祥し、平成4年からは小澤征爾マエストロのセイジ・オザワ 松本フェスティバルが毎年開催されている。平成25年には、健康寿命延伸都市宣言を行い、市民一人ひとりの命と暮らしを尊重するまちづくりを進めている。

地方分権を推進するため、平成12年には特例市の指定を受け、その後は施行時特例市として、周辺市村と連携を図りながら、個性豊かな持続可能なまちづくりに取り組んできた。

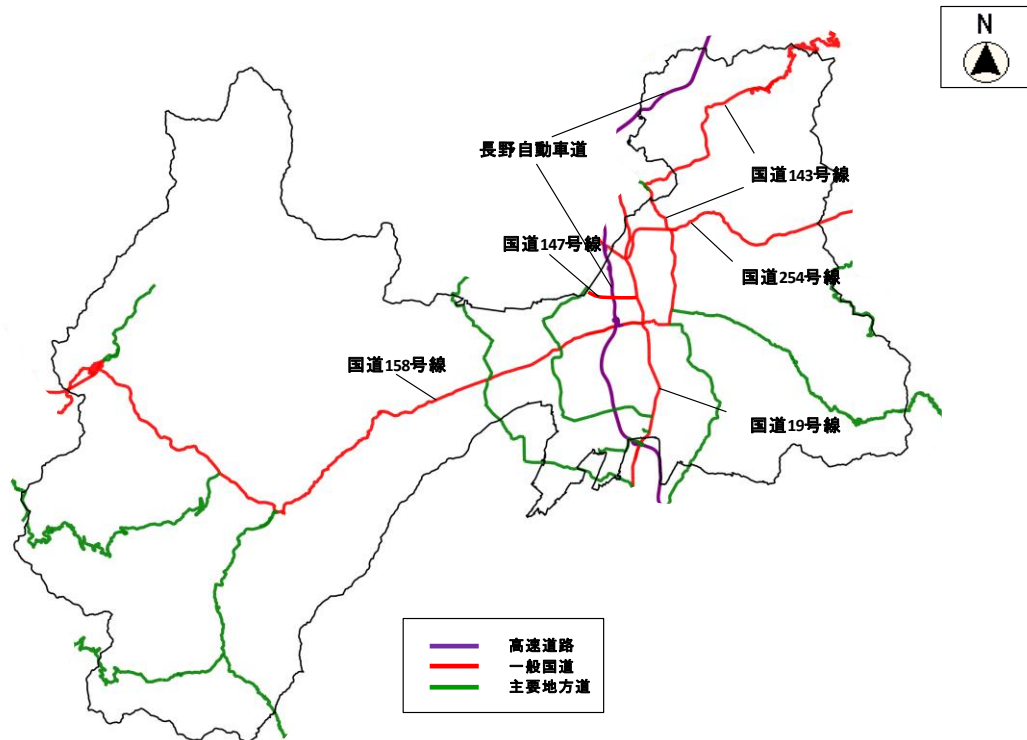
平成17年4月に近隣の四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、更に平成22年3月には波田町と合併し、全市一体的な市政運営を進めている。

平成26年度には、市内全35地区に、地域を基盤に、それぞれの地域課題を解決していくため、地域づくりセンターを設置している。

令和3年4月、中核市に移行し、県から多くの権限が移譲され、地域を牽引する都市として、新たなスタートを切っている。

(5) 道路

本市の主な道路は、高規格幹線道路として長野自動車道、一般国道として、19号、158号、143号、147号及び254号がある。



(6) 鉄道、空港の位置等

本市の鉄道は、JR篠ノ井線、JR大糸線、アルピコ交通上高地線が乗り入れている。JR松本駅の1日当たりの乗客数は、25,130人(令和2年)である。

空港は、県営松本空港（信州まつもと空港）が、本市南部に所在している。

○ 県営松本空港

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 管理者 | 長野県知事 |
| ② 種類及び等級 | 地方管理空港 C級 |
| ③ 滑走路 | 2,000メートル×45メートル 1本 |
| ④ 用地面積 | 約60ヘクタール |



(7) 自衛隊施設

陸上自衛隊松本駐屯地（松本市高宮西1番1号）が所在する。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている4類型を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

ア 特徴

(ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。

(イ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高いと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

(ウ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、可燃性ガス貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して当該地域の住民を避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 特徴

(ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダムなどに対する注意が必要である。

(イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば可燃性ガス貯蔵施設などが攻撃された場合によっては被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた汚い爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、市町村（消防機関を含む。）と県、県警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど適切な対応を行う。

また、事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町村長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC 弾頭（「N u c l e a r 」(核)、「B i o l o g i c a l 」(生物)、「C h e m i c a l 」(化学)）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC 弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定さ

れる。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

イ 留意点

(ア) 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

(イ) 生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(5) N B C 攻撃の場合の対応

N B C 攻撃に対する対応については以下のとおりである。

ア 核兵器等

(ア) 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。

(イ) 核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次、風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

(ウ) 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。

(エ) 放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいは、これを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。

(オ) 避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等

で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

(カ) 汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に行うことが重要である。

(キ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(ク) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

イ 生物兵器

(ア) 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

(イ) 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

(ウ) 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

ウ 化学兵器

(ア) 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這う（ほう）ように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

(イ) 国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切に行うとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

(ウ) 化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急対処事態

市国民保護計画としては、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ ダムの破壊

(イ) 被害の概要

a 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

b ダムが破壊された場合の主な被害

ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(ウ) 留意点

事態が発生した場合は、被害が広範囲にわたって拡大することも想定した退避等が必要となる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(イ) 被害の概要

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は甚大なものとなる。

(ウ) 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療体制を確立する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

- ・炭疽菌（たんそきん）等生物剤の航空機等による大量散布
- ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

(イ) 被害の概要

a 放射性物質等

- ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片、飛び散った物体による被害と熱や炎によるものである。
- ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱（かくらん）されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃

- ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

c 化学剤による攻撃

- ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

※ 本市では、平成6年6月27日深夜に、サリン散布によるテロ事件が発生している。事件対応状況の概要は、資料編を参照のこと。

(ウ) 留意点

二次災害の発生を防止するため、立入禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて、特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 事態例

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来

(イ) 被害の概要

- a 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- b 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(ウ) 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出、医療体制を確立する必要がある。